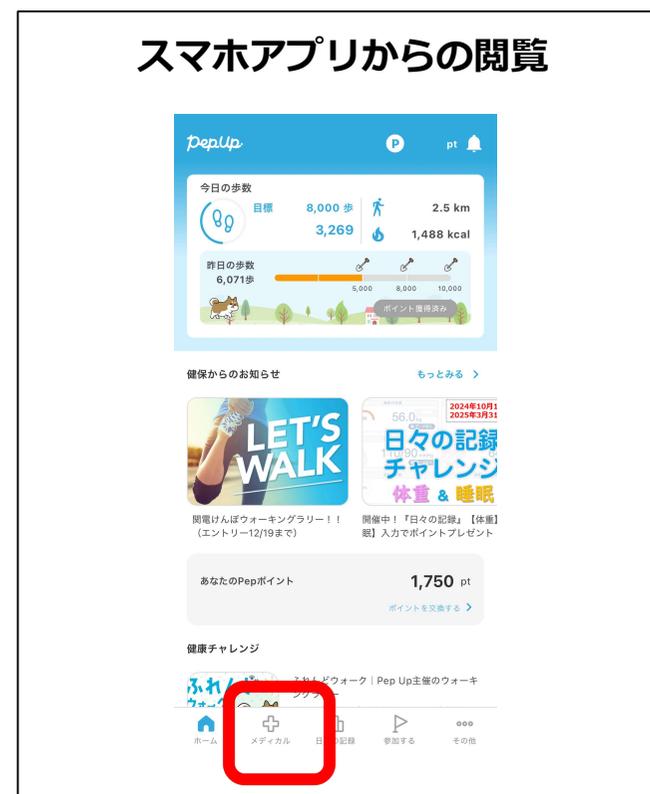


Pep Up 医療費通知（医療費のお知らせ）の概要

「医療費のお知らせ」について、現行は毎月ハガキにより通知（編入事業所によっては事業主のイントラネット上で通知）を行っておりますが、2024年12月より、現行の通知方法に加えて、新たに Pep Up による医療費通知を開始しました。以降、毎月の医療費の閲覧が可能です。

（参考：医療費ならびに保険給付金のお知らせの取扱いについて https://www.kanden-kenpo.or.jp/pdf-other/oshirase_1.pdf）

- 毎月19日（土日祝の場合は前営業日）に最新月分が公開されます。公開から31日以内に医療費通知の閲覧により、10Pepポイント付与されます。（受診歴がない月であっても閲覧によりポイント付与）
- 閲覧は、Pep Upにログインし、ホーム画面上の「医療費」を選択してください（スマホアプリの場合は「メディカル」を選択してください。）



医療費のお知らせ内容

2024年12月 医療費のお知らせ

令和06年12月19日

事業所記号:****

被保険者番号:****

氏名:**** 様

① 対象者名	② 医療機関名	③ 診療年月	④ 診療区分 又は給付種別	⑤ 日数	⑥ 医療費総額	⑧ 健保が医療機関に支払った額	⑨ 病院の窓口で支払った額	⑫ 法定給付額 又は補助金額
					⑦ 入院時食事療養費	⑩ 国・自治体で支払った額	⑪ 薬剤負担額 又は食事標準負担額	⑬ 付加給付額
健康 太郎	A B C 内科医院	2018年6月	内科通院	1	5,950 0	2,765 0	1,185 0	0 0
健康 花子	A B C 医院	2018年6月	家族外来	1	6,610 0	4,627 0	1,983 0	0 0
健康 一郎	D E F 歯科	2018年6月	歯科通院	4	28,220 0	18,354 0	7,868 0	0 0
健康 次郎	D E F 形成外科医院	2018年6月	家族外来	1	1,300 0	910 0	390 0	0 0
合計					38,080 0	26,656 0	11,424 0	0 0

※保険適用外の費用は記載されません。

各項目について

番号	項目名	表示内容
①	対象者名	診療の対象者の氏名
②	医療機関名	診療した病院や薬局名 ※内容により表示されない場合があります
③	診療年月	診療のあった年と月を表示 ※医療費を処理した月を基準に表示しているため、他の月の医療費が表示される場合があります
④	診療区分又は給付金区分	診療を受けた方の入院・通院などの区分、給付の場合は給付区分名
⑤	日数	診療にかかった日数
⑥	医療費総額	診療にかかった医療費の総額
⑦	入院時食事療養費	入院に要した食事費用の合計額
⑧	健保が医療機関に支払った額	医療費総額のうち、健保負担額が負担した額
⑨	病院の窓口で支払った額	医療費総額のうち、ご自身で負担した額
⑩	国・自治体で支払った額	医療費総額のうち、国・県・市・区・町村が支払った額
⑪	薬剤負担額又は食事標準負担額	レセプトの入院時食事自己負担額・又は現金給付申請書の入院時食事自己負担額、薬剤一部負担金額
⑫	法定給付又は補助金額	健康保険法によって定められている給付で、入院・通院の場合の高額療養費などの額
⑬	付加給付額	関電健保の独自の給付で、病院の窓口で支払った医療費（1ヵ月ごと。高額療養費および入院時の食事に要する標準負担額は除く）から1件あたり30,000円を差し引いた額

主なQ&A

Q 1 : 「医療費のお知らせ」はいつ頃反映されるか

A 1 : 「医療費のお知らせ」は医療機関で受診されてから、社会保険診療報酬支払基金の審査の後に健保を通じてPep Upへデータを搭載するため、受診されてから約3~4か月後にPep Upに反映します。
(社会保険診療報酬支払基金の診査の遅れなどにより、さらに期間を要する場合があります)
このため、確定申告の医療費控除提出時に、1月~12月の医療費明細がすべて反映していない場合がありますので、不足分は、ご自身がお持ちの医療機関の領収書などでご確認ください。

Q 2 : 自分が支払った金額と「医療費のお知らせ」に記載されている自己負担額が異なるのはなぜか

A 2 : 病院の窓口で支払う医療費の額は、健康保険法第75条で「10円未満の金額」については端数処理(四捨五入)することとなっています。「医療費のお知らせ」は1円単位での計算のため、差異があります。

Q 3 : 「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告(確定申告)に利用できるか

A 3 : 医療費控除の申告に利用できます。添付することにより「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます(PDF印刷のため原本の提出書類としては使用できませんが、「医療費控除の明細書」の参考添付資料として活用いただけます)。
また、Pep Upから、国税電子申告(e-Tax)用データのダウンロードも可能です。
なお、上述のA 1のとおり、1月~12月の医療費明細がすべて反映していない場合がありますので、不足分は、ご自身がお持ちの医療機関の領収書などでご確認ください。

その他、Pep Upの「よくある質問」もご覧ください。

<https://support.pepup.life/hc/ja/sections/360009886111-%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB>